

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行  
東京都

二	事業施行期間	令和四年三月十八日から令和六年九月三十日まで
三	施行地区	武藏村山市神明一丁目の一部
四	土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日	武藏村山市神明一丁目土地区画整理事業
五	緑覧期間	令和四年三月十八日
六	意見書の提出先	土地区画整理事業の終了の認可の年月日
五	区域	新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町及び須賀町各地区内
六	緑覧場所	別図のとおり
七	都市計画課	東京都都市整備局都市づくり政策部 二階北側) 及び新宿区役所
八	公告の日	公告の日の翌日から起算して一週間
九	新宿区西新宿二丁目八番一号	新宿区西新宿二丁目八番一号
十	都市計画課	東京都都市整備局都市づくり政策部

○土地図画整理事業の終了認可  
（都市整備局市街地整備部区画整理課）

○再開発等促進区を定める地区計画の原案……………  
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…  
○土地収用法による収用の裁決手続開始(二件)…  
……………(東京都収用委員会)…  
○土地収用法による使用の裁決手続開始……………(同)…  
○土地収用法による収用の裁決手続開始……………(同)…

## 告示

●東京都告示第八百五十号

第一条第一項の規定に基づき武藏村山市神明一丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の氏名

二 事業施行期間	令和四年三月十八日から令和六年九月三十日まで
三 施行地区	武藏村山市神明一丁目の一部
四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日	武藏村山市神明一丁目土地区画整理事業 令和四年三月十八日
五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日	令和六年七月二十九日
六 令和六年七月二十九日	

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

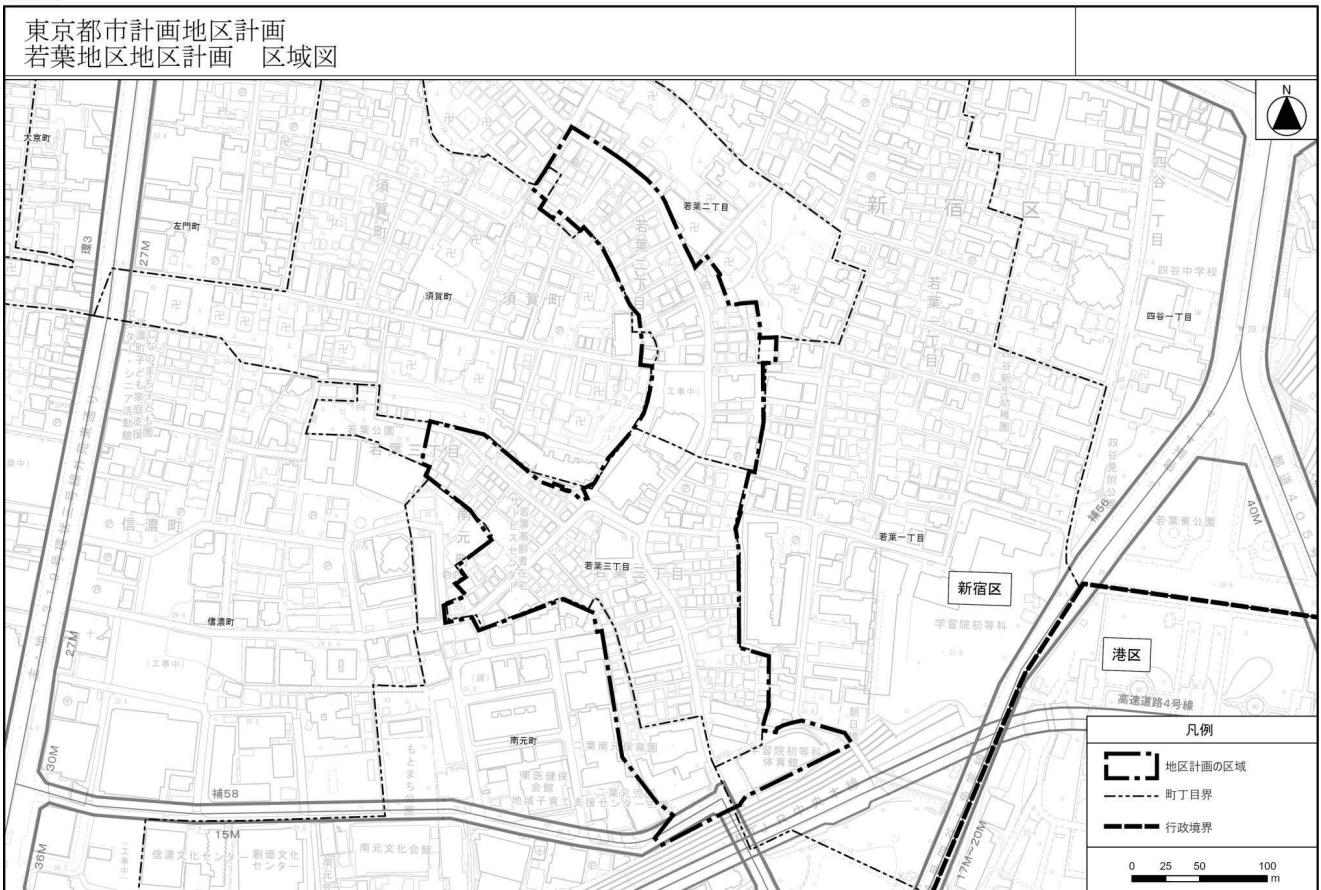
令和六年七月二十九日

東京都知事 小池百合子

二 位置	一 名称
変更する部分	若葉地区地区計

二 位置	一 名称
変更する部分	若葉地区地区計

## 別図



土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
公告する。

令和6年7月29日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都  
2 事業の種類 東村山都市計画道路事業3・4・15の1  
号新東京所沢線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
地番、地目及び地積等  
4 土地所有者の氏名及び住所  
5 土地に関して権利を有する関係人の氏  
名、住所及びその権利の種類  
6 裁決手続開始決定年月日 令和6年7月18日

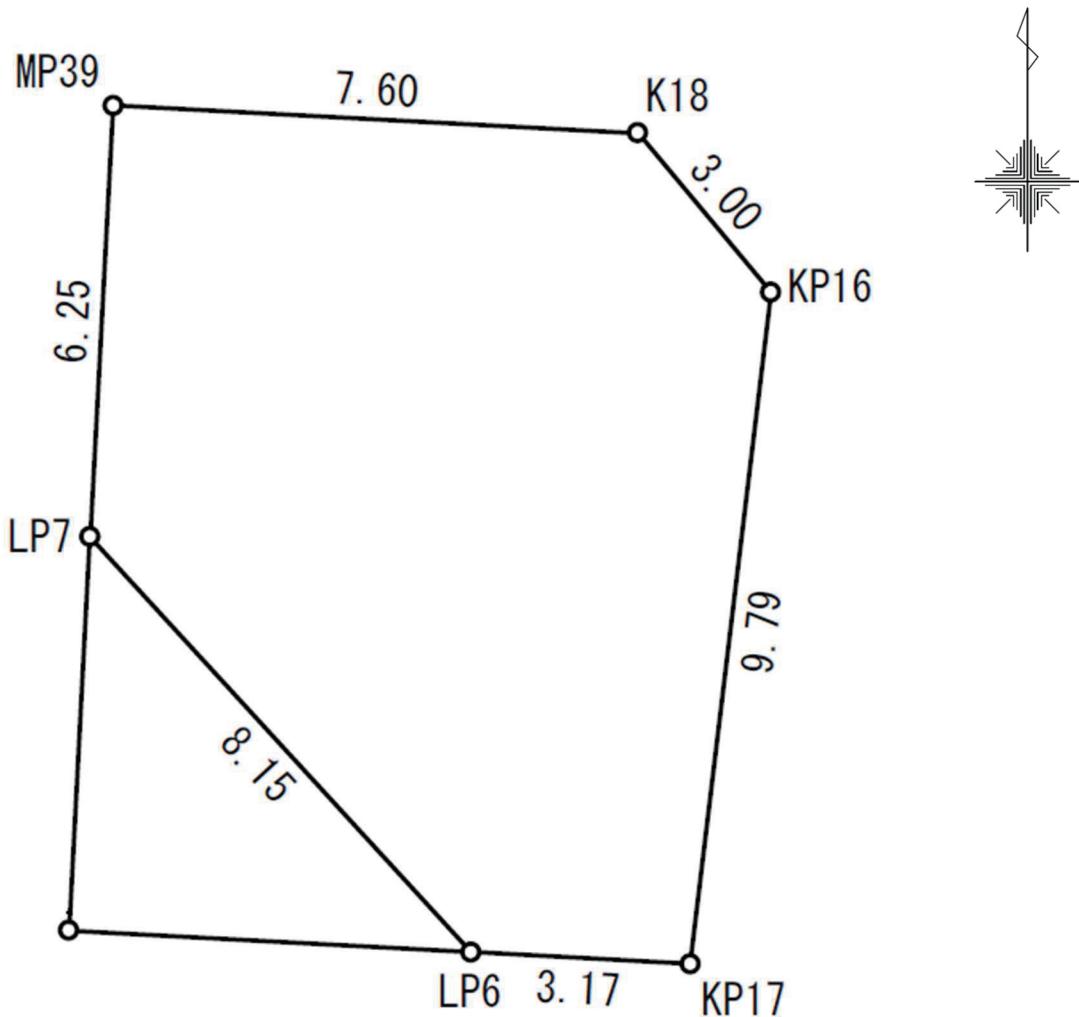
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都東久留米市 金山町二丁目	760番5	宅地	110.00	110.09	93.45	寺崎嘉博	茨城県つくばみ らい市紫峰ヶ丘 二丁目17番地2	株式会社きらぼし 銀行	東京都港区 南青山三丁 目10番43号	抵当権 令和2年1月 24日受付第 1845号	別図の とおり

## 別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都東久留米市金山町二丁目 760 番 5 のうち  
93.45 平方メートル



単位：メートル

測点名	境界標種	X座標	Y座標	X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub>	Y(X <sub>n+1</sub> +X <sub>n-1</sub> )
LP7	刻印	-25973.188	-26341.953	-12.258	322899.659874
LP6	金属標(計算点)	-25979.197	-26336.436	-6.177	162680.165172
KP17	コンクリート杭	-25979.365	-26333.268	9.558	-251693.375544
KP16	市コンクリート杭	-25969.639	-26332.097	12.027	-316696.130619
K18	市コンクリート杭	-25967.338	-26334.026	2.700	-71101.870200
MP39	コンクリート杭	-25966.939	-26341.616	-5.850	154098.453600
倍面積					186.902283
面積					93.4511415
地積					93.45 m <sup>2</sup>

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年7月29日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都  
2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第25号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
地番、地目及び地積等  
4 土地所有者の氏名及び住所  
5 土地に関する権利を有する関係人の氏  
名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和6年7月18日

備考

1

2

3

4

5

6

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年7月29日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都  
2 事業の種類 東村山都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線に伴う仮線工事（東京都東村山市本町四丁目地内から同市本町一丁目地内まで、同市久米川町四丁目地内から同市久米川町五丁目地内まで及び同市本町一丁目地内から同市美住町二丁目地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
地番、地目及び地積等  
4 土地所有者の氏名及び住所  
5 土地に関する権利を有する関係人の氏  
名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和6年7月18日

備考

1

2

3

4

5

6

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者	土地に関する権利を有する関係人		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	住所	権利の種類
東京都新宿区白銀町	13番11	宅地	m <sup>2</sup> 29.13	m <sup>2</sup> 29.13	小林幸子	東京都府中市宮西町一丁目15番地の15 プラウド府中マークス1015	東京都新宿区白銀町13番地	借地権
	13番12	宅地	4.10	4.10		4.10		
	13番13	宅地	14.78	14.78		14.78		

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、地目及び地積等	4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関する権利を有する関係人の氏 名、住所及びその権利の種類	6 裁決手続開始決定年月日 令和6年7月18日
------------------------------------	--	-------------------------

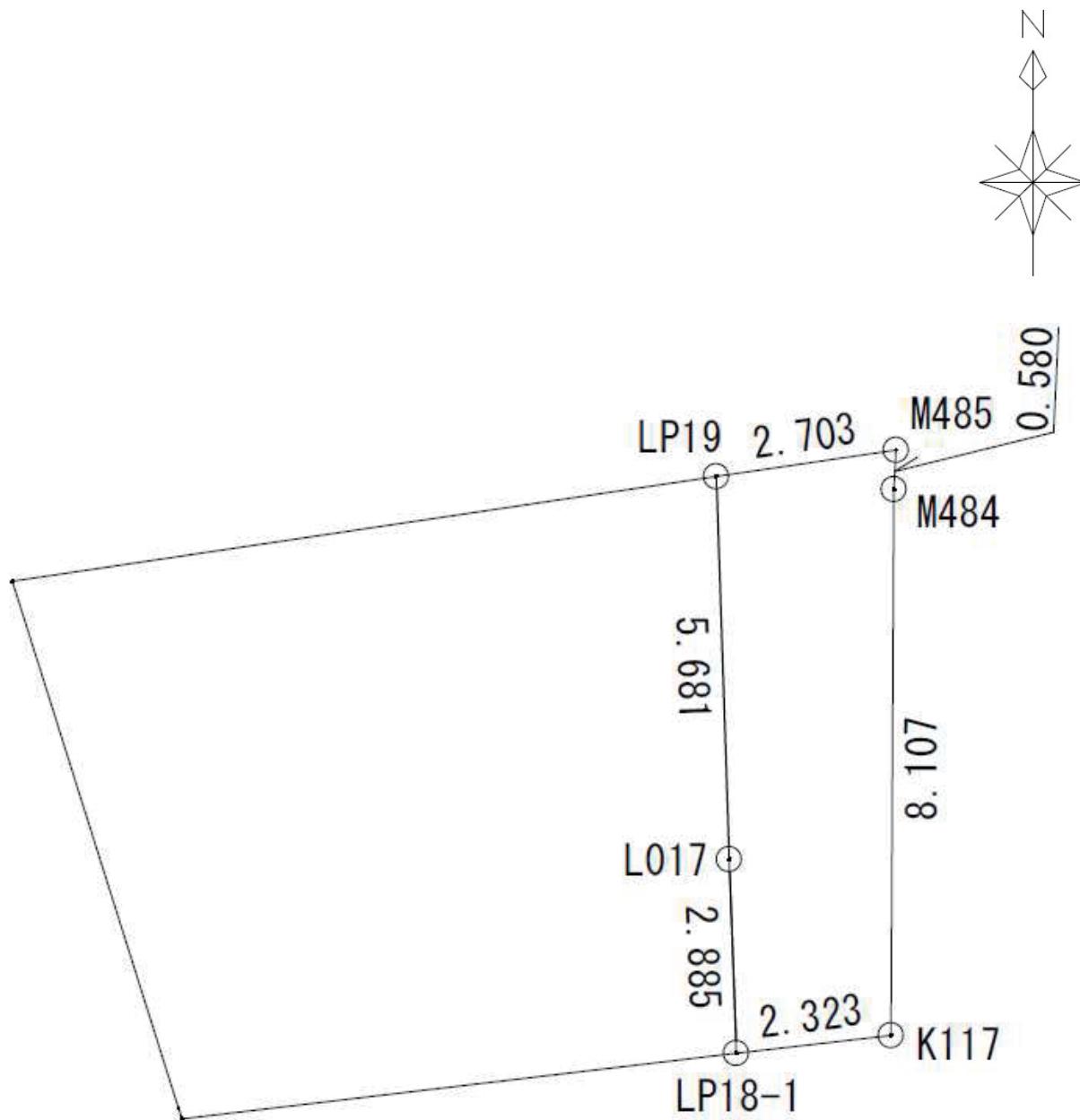
## 別記

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測 地積	使用しよう とする土地 の面積	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都東村 山市美住町 二丁目	9番20	宅地	m <sup>2</sup> 99.17	m <sup>2</sup> 100.38	m <sup>2</sup> 21.44	使用の方法 本体事業の施行に伴い、必 要となる仮線工事の敷地と して一時使用し、その使用の 範囲は、別図1のとおり。  使用の期間 明渡しの日から48か月間	冬室昌一 (持分 4189 分 の 1851)  冬室弘枝 (持分 8378 分 の 2338)	東京都東村山 市美住町二丁 目9番地20  東京都東村山 市廻田町一丁 目28番地6	金子武正	東京都渋 谷区神南 一丁目 20番15 号和田 ビル6階	冬室昌一持 分根抵当権 令和2年5 月19日受付 第17578号
	9番22	宅地	65.10	71.63	15.24	使用の方法 本体事業の施行に伴い、必 要となる仮線工事の敷地と して一時使用し、その使用の 範囲は、別図2のとおり。  使用の期間 明渡しの日から48か月間	冬室貴章 (持分 16756 分の 2338)  冬室智章 (持分 16756 分の 2338)	東京都東村山 市廻田町一丁 目28番地6  東京都東村山 市廻田町一丁 目28番地6			
	9番31	宅地	34.06	34.11	10.50	使用の方法 本体事業の施行に伴い、必 要となる仮線工事の敷地と して一時使用し、その使用の 範囲は、別図3のとおり。  使用の期間 明渡しの日から48か月間					

## 別図1

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面  
東京都東村山市美住町二丁目9番20のうち

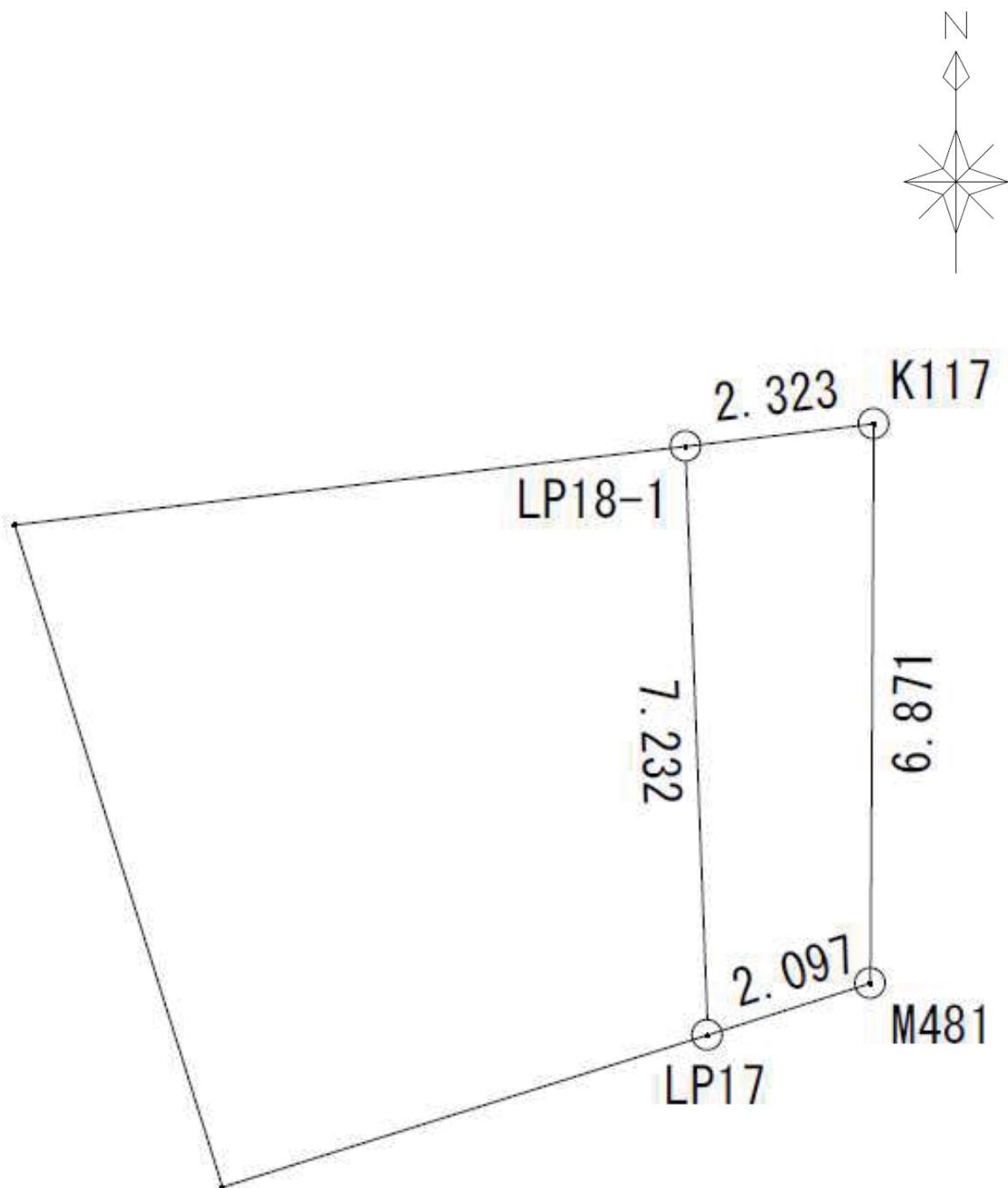


No	杭種	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
LP19	刻印	-27012. 604	-33272. 589	-67126. 320940
M485	コンクリート境界石	-27012. 207	-33269. 915	-71447. 287515
M484	コンクリート境界石	-27012. 787	-33269. 944	1863. 882303
K117	コンクリート境界石	-27020. 894	-33269. 984	63445. 059112
LP18-1	計算点	-27021. 165	-33272. 292	65283. 134640
L017	計算点	-27018. 282	-33272. 400	8024. 429754
合計				42. 897354
合計面積				21. 4486770
地積				21. 44 m <sup>2</sup>

## 別 図 2

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面

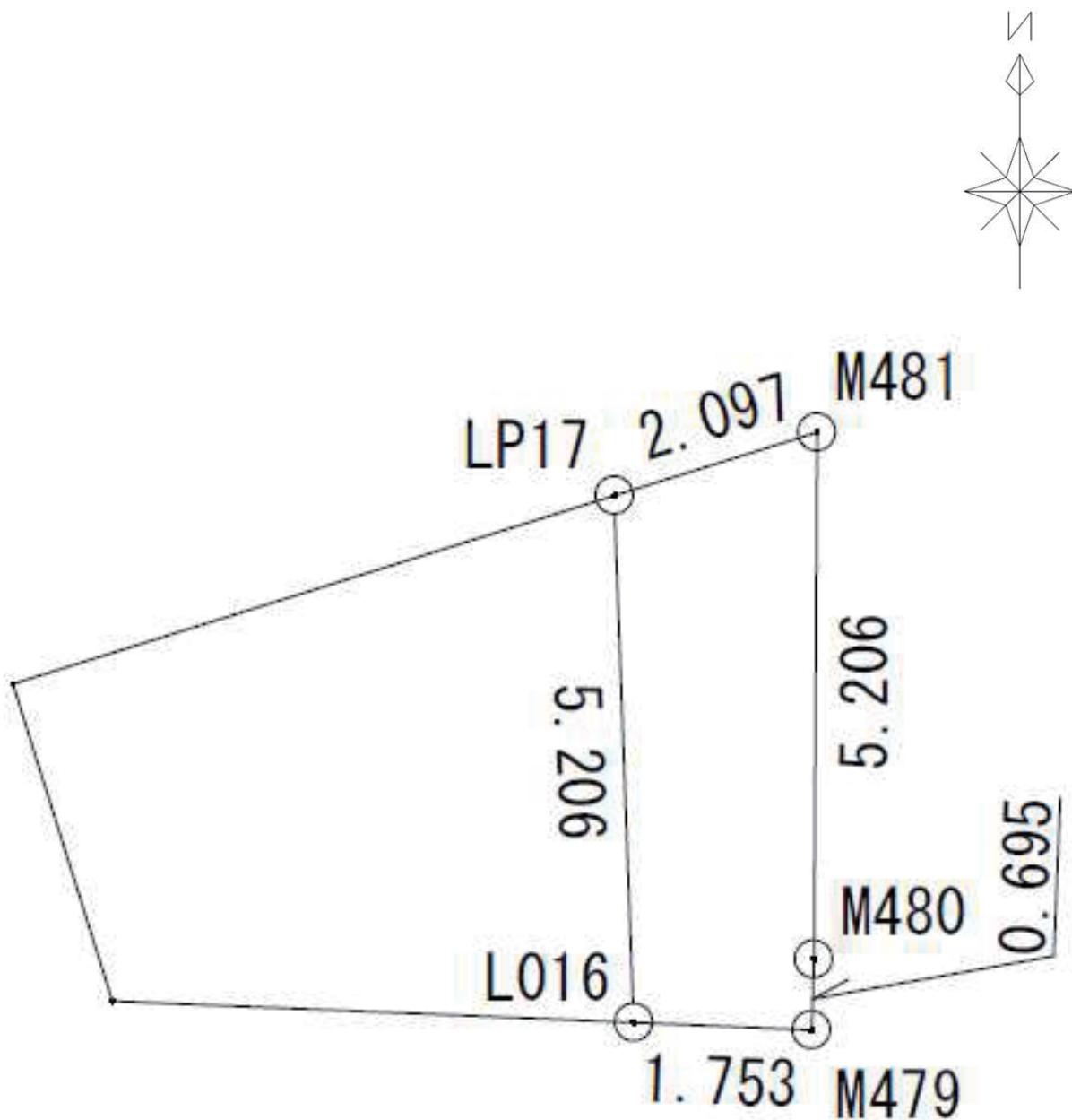
東京都東村山市美住町二丁目 9 番 22 のうち



No	杭種	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
LP18-1	計算点	-27021.165	-33272.292	-55015.091940
K117	コンクリート境界石	-27020.894	-33269.984	-61445.512956
M481	コンクリート境界石	-27027.765	-33270.018	55028.529540
LP17	刻印	-27028.392	-33272.020	61462.563408
		合 計		30.488052
		合 計 面 積		15.2440260
		地 積		15.24 m <sup>2</sup>

別図3

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面  
東京都東村山市美住町二丁目9番31のうち



No	杭種	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n</sub> ・(Y <sub>n+1</sub> -Y <sub>n-1</sub> )
LP17	刻印	-27028.392	-33272.020	-48840.304344
M481	コンクリート境界石	-27027.765	-33270.018	-53406.863640
M480	コンクリート境界石	-27032.971	-33270.044	1486.813405
M479	コンクリート境界石	-27033.666	-33270.073	48146.959146
L016	プラスチック杭	-27033.595	-33271.825	52634.409465
合計				21.014032
合計面積				10.5070160
地積				10.50 m <sup>2</sup>

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和6年7月29日

## 東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第142号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別記のとおり

6 裁決手続開始決定年月日 令和6年7月18日

## 別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関する権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都江戸川区 南小岩四丁目	1186番8	宅地	m <sup>2</sup> 36.22	m <sup>2</sup> 36.22	m <sup>2</sup> 36.22	岸実里 (持分 125070 分の 4030)	東京都練馬区 豊玉北二丁目 13番7-405号	三菱UFJロ ーンビジネス 株式会社	東京都文京区 本郷三丁目 18 番14号	抵当権 令和1年7月 10日受付第 19058号	

発行 東京都新宿区西新宿一丁目八番一号 都  
電話 ○11(5)1111-1111(代) 郵便番号  
163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 印刷所  
東京都千代田区神田神保町一丁目三十一番地一  
郵便番号 101-0051